

第八十四回国
参議院
内閣委員会
會議録
第十号

昭和五十二年四月二十七日(木曜日)

午後二時三十分開会

委員の異動

四月二十七日

辞任

竹内 潔君

補欠選任

金丸 三郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

塚田十一郎君

林 道君

原文兵衛君

片岡 勝治君

委員

岡田 広君

源田 実君

斎藤栄三郎君

竹内 潔君

堀江 正夫君

野田 哲君

村田 秀三君

山崎 昇君

和泉 照雄君

黒柳 明君

山中 郁子君

森田 重郎君

秦 豊君

国務大臣

国務大臣
総務府総務長

官
船村佐近四郎君

国務大臣
行政管理局長

官
荒松清十郎君

政府委員

人事院総裁

藤井 貞夫君

人事院事務総局
任用局長

今村 久明君

人事院事務総局
給与局長

角野幸三郎君

総務府人事局長

菅野 弘夫君

行政管理局長

辻 敬一君

行政管理局長

佐倉 尚君

監察局長

間淵 直三君

防衛庁装備局長

首藤 俊彦君

事務局側

常任委員会専門員

首藤 俊彦君

本日の会議に付した案件

○審議会等の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査(公務員給与に関する件)

○国の防衛に関する調査(国の防衛問題に関する件)

○委員長(塚田十一郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

審議会等の整理等に関する法律案及び許可、認可等の整理に関する法律案を一括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。荒松行政管理局長。

○国務大臣(荒松清十郎君) ただいま議題となりました審議会等の整理等に関する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

先般、政府は、行政の合理化を推進するため、行政機構及び運営の全般にわたる改革を行うことを決定し、その一環として各行政機関に置かれていた審議会等の整理及び委員構成等の改善を推進することといたしております。この方針に基づき、この法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、審議会等の整理につきましては、行政機構の簡素化及び合理化を推進するため、社会経済情勢の変化に伴い必要性の低下したものの、活動の不活発なもの等につきましては、これを廃止することとし、また、設置目的、審議事項等が類似しているもの等については、これを統合することとし、その他審議内容が地域的に限られてきているものの地方支分部局への移管等を行うことといたしております。これにより、各行政機関を通じて、六審議会等を廃止することとし、また、三十九審議会等を対象に統合を行うことにより二十七審議会等を整理することとするほか、二審議会の地方支分部局への移管等を行うことといたしております。

第二に、審議会等の委員構成等の改善につきましては、審議会等の組織の簡素化及び合理化を推進するため、各行政機関を通じて、二十三審議会等について、行政機関の職員のうちから委員を任命する制度及び大臣または行政機関の職員を会長とする制度の廃止並びに委員定数の削減を行うことといたしております。また、この法律案におきまして統合するものとされた三十九審議会等のうち十七審議会についても、統合に当たり、行政機関の職員のうちから委員を任命する制度等の廃止、委員定数の削減等を行うことといたしております。

なお、これらの審議会等の整理及び委員構成等の改善は、原則として公布の日から行うことといたしております。ただし、特別な事情のあるものにつきましては、公布の日から起算して六月を経過した日または昭和五十四年三月三十一日までの間において政令で定める日に行うことができることといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

なお、本法律案に先立ち今国会に農林省の省名を農林水産省に改める等のための農林省設置法の一部を改正する法律案が提出されていることから、本法律案におきましては、農林省の省名は「農林水産省」として提案いたしておりますが、本法律案が農林省設置法の一部を改正する法律案より先に衆議院において可決されるに当たり、これを「農林省」とする修正がなされておりますので、御報告いたします。

次に、ただいま議題となりました許可、認可等の整理に関する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

政府は、かねてから行政の簡素化及び合理化を促進するため、許可、認可等の整理を図ってまいりましたが、さらにその推進を図るため、昨年末に決定した行政改革計画に基づき、許可認可等の整理合理化を行うこととし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、許可、認可等による規制を継続する必要性が認められないものにつきましてはこれを廃止し、第二に、規制の方法または手続を簡素化することが適当と認められるものにつきましては規制を緩和し、第三に、下部機関等において処理することが能率的であり、かつ、実情に即応すると

認められるものにつきまして、は処分権限を委譲し、第四に、統一的に処理することが適当と認められるものにつきましてはこれを統合することといたしております。

以上により廃止するもの三十七事項、規制を緩和するもの十六事項、権限を委譲するもの三十七事項、統合を図るもの六事項、計九十六事項について、十三省庁、三十一法律にわたり所要の改正を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(塚田十一郎君) 以上で説明の聴取は終わりました。
両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(塚田十一郎君) 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○野田哲君 まず、人事院に伺いますけれども、一昨日の質問の中で、人事院はすでにこの七八年春闘の状態を対象にした民間給与実態調査にかかられているというふうに判断をするわけですが、昨日公務員の給与の取り扱いに非常に関係の深い三公社五現業の賃金が決定をされた。細部にわたってはこれから配分等の交渉があると思うんですが、水準については公労委の方で決定を見たという状況であります。まずこの決定を見た内容について、どういふふうに人事院としては承知をされているか、その点を伺いたいと思います。

○政府委員(藤井貞夫君) きのう出たばかりのところでございますので、内容の詳細にわたってはまだ実は分析等のことはいたしておりません。そのうち資料等を取りまとめ、また関係者の御説明も聞きまして詳細な分析をやりたいというふうに思っております。

思っております。

それと、いまお話がございましたように、人事院といたしましては、例年どおりの姿勢でもって民間の給与の実態調査を行うことで着々準備を進めております。大体例年どおり、来月から始めまして六月の中旬にかけて詳細な実態調査をやるという段取りでいま鋭意準備を進めておるというところでございます。

○野田哲君 いま総裁の方では詳細な分析はしていないということでありましても、この公労委の中で扱われた最終的な結論については、給与局長はこの内容の分析には至っていないにしても、発表された状況については承知をされているんではないかと思うんですが、その点給与局長いかがですか。

○政府委員(角野幸三郎君) 昨夜からけさにかけてまして、大詰めの段階であるということをしてテレビ等で承知しております。給与局の民間給与と担当、あるいは公務員の分析担当それぞれお持ちして、担当の者が内容の確定するのを待って資料を入手して、それについてけさから私のところへそれを持ってきてまいりまして、新聞に出ておりました公表資料そのものではございますが、内容についてはよくわかっております。

○野田哲君 全体のこの平均の率と金額、これがわかっておれば説明していただきたいと思うので。

○政府委員(角野幸三郎君) 三公社五現業全体の平均といたしまして、組合員平均でもちろんございまして、単純で五千六百一十一円、これは二・二%プラス千五百円という構造になってございまして、五千六百一十一円の三・一三%の引き上げ率、単純でございます。それから加重平均の方は五千三十五円、率にいたしますと同率でございますが三・一三%、こういう御発表になっております。

○野田哲君 けさの新聞発表で見ると、委員長見解というのか、委員長のコメントとして、三公社五現業の賃金の決定に当たっては公共性の強い民間の私鉄、それから電力を特に重要な参考にした

と、こういうような意味のコメントが発表されていたと思うんですが、私鉄並びに電力の状況を把握されておれば伺いたいと思います。

○政府委員(角野幸三郎君) 私鉄の方でございますが、これは八千八百円、率にいたしまして五・五三%、それからそのほかにポナスでございまして、これが〇・一五%分と、こういうふうな御決定であるように、これは情報として拝見いたしております。

それから電力の方でございますが、これは九千九百円、率にいたしまして五・四%、こういうふううに承知いたしております。

○野田哲君 私鉄のこの八千八百円、率で五・五%、それから臨時給与が〇・一五%のアップと、こういうことになっておりますが、この臨時給与の扱いについては、これは昨年も給与局長とここでその扱い、性格等について議論をした記憶があるんですが、昨年とことしは〇・一五%の臨時給与のアップについては性格を異にしていると思うんですが、給与局長はどういうふうに理解をされておりますか。

○政府委員(角野幸三郎君) 私鉄の昨年のおさまりでございますが、昨年の場合には基本給で一万三千三百円の引き上げ、率にいたしまして九・一六%とございまして、そのほかに、これは解決一時金、ポナスではございまして、解決一時金として三万円、こういう形をとっておりますが、この場合には基準内給与の八千八百円のほかに、解決一時金という形ではございまして、臨時給与というところで〇・一五%分あると、そういうことになってございまして、臨時給与というのは、いわば特別給に属する臨時給与であらうと思っておりますので解決一時金とは性格が違つと、こういうふううに思っております。

○野田哲君 公労協、それから私鉄、電力、いま説明があったわけですが、ことしの状況を見ると、やはり国家公務員法の二十八条が、これがどういふふううに理解をされるかは運用をされるか、こういう点が公務員の給与にとつてはかなり

強い関心を持たざるを得ない状況だと思つたのですが、二十八条の第二項、つまり百分の五という問題について現在人事院としてはどういふふううに考えておられますか、この点を伺いたいと思つた。

○政府委員(藤井貞夫君) 二十八条の関係は、いま御指摘になりましたような規定になっておりまして、これに基づいていままで逐次勧告その他の措置を講じてまいつたわけでございます。ことしの場合は、いまいろいろ意見の交換あるいはやりとりがありまして、また新聞紙上でも刻々通知されておりますように、大変厳しい状況であるというところはこれは事実でございます。ただ、人事院といたしましては、例年どおりの官民較差また民間の給与の実態というものを調査いたしましたして、その結果を見てどういふふうな措置を講ずるかというのをこれから慎重に考えていかなければならぬという状況にあると思つた。その場合に、これから調べてまいりますので、その結果がどういふふうに出るまいりまして、いまのところでは予測を持てない申上げることができません。そういうことで、調査が出てまいりました結果をにらみ合わせながら、二十八条の規定の趣旨を他を十分に勘案をいたしまして慎重に検討したい、このように現在のところでは私は考えておるのでございます。

○野田哲君 答弁そのものが慎重なんです、予測はしてはいけなかつとも思つたのですけれども、いままでずっと給与問題を審議してきた経過からいって、あるいはまた私自身の経験からいって、結果についてはある程度の予測がそれなりにつくわけですね。そういう予測をしてみますと、やはりこの二十八条の二項を、一体総裁としてどういふふううに受けとめられるかという点が非常に気になるわけですね。一昨日の審議の際も、総裁はいらっしゃらなかつたわけですが、据え置くという場合、つまり百分の五の較差が生じないというこ

とで据え置いた場合には、これは人事院勧告制度からいって、較差の清算という方式をとって以上は来年は二年分の較差を勧告をしなければならぬ。そういたしますと、今日の公務員の給与をめぐり環境からして、ことし据え置いて来年二年分の較差の勧告を行うということは国民感情からしてなかなか素直に理解されにくい面があるのではないか、こういうふうには私は考えるわけですが、そういたしますと、百分の五以下の較差であっても、物価は上昇を続けているわけですから、較差は較差として毎年清算をしていく、こういう措置の方がやりやすいんだし、それから公務員の皆さんもそのことの方がいいんじゃないか、こういうふうな点を私の見解として述べたわけですが、そのときには、まだ公労協がどうなるかということも、私鉄がどうなるかということも予測がついていなかった架空の論議でありますから、人事院としても抽象的な、いまのお答えと同じように、結果を見て慎重にというふうな意味のことしか答えが出なかったのですが、大体きのうの進行の状態を見て、もう架空の状態とは言えない。ばらつきはあるにしても、公務員の給与を決定していくに当たっての要素のかなりの部分は出そろった、こういう状況になったのではないかと思うのです。そういたしますと、百分の五に満たない、こういう結果が出るのじゃないかというふうにも思われるわけなんです、もう少し総裁の見解としても、方向ぐらいいは私はもうこの段階では出てもいいんじゃないか、こういうふうには思うんですが、いかがですか。

○政府委員(藤井貞夫君) これから調査をいたしまする段階でございますので、予断をもってこの席でいろいろ具体的に申し上げることは差し控えていただきたいと思います、私自身、いま専門家の野田さんからもお話がございました点については十分承知をいたしておるつもりでございます、この二十八条の解釈ということの場合には、私は現時点で申し上げたいことは三つあると思います。

一つは、二十八条のあの条項というものは、五%の増減があるという場合には勧告を義務づけておるということでございます。したがって、五%に満たないというふうな場合においてもこれは勧告ができないわけではございません。それが法律の一つのたてまえであるという立脚点を私ははっきり立场上明らかにしておいていいのではないかと思います。

その次に、現在はまだだんだんと給与の基準も上がってまいりまして、一%と言いましてもごく概略申して二千円程度になるわけです。そういう面から言いまして、これは何%ということになるかどうかはわかりませんが、そう簡単に無視ができる数字ではないのではないかと、物価上昇その他を考えるとすれば無視がそう簡単にできないんじゃないかという要素があるのではないかと一つ思っています。

それから、その次の点といたしましては、公労協と一般公務員とは、これはたてまえも違いますが、組織も違います。違いますが、やはり横並びと申しますか、そういう点は十分に頭の中に入れて毎年の作業というものは進めていくという状況でございます。公労協の方もまたそうでありまして、そういう面から申しまして、今度は公労協についてすでに答えが出たという現実がございます。それとの均衡というものは、これは軽々に無視はできないという点は十分に考えなければいけないことではないかというふうに思っています。それからもう一つ、いま野田さんも御指摘になりましたように、毎年累積をいたしますと、これはやはり大変なことになっていく。累積ですから、ことし仮に見送るということになりますれば、来年との分では必ずそれが積み重なって相当なことになる。これは一面において、公務員自体においてやっぱり一年おくれということでは犠牲を強いることになりまして、また、いまお話しになりましたように、形式的だけで申しますと二年の積み重ねということになりますからして、何だということでは、国民感情からいってもこれはやっぱり

納得は得にくい。そうでなくとも大変批判が多い最近の状況でございますので、そういう点もこれは無視はできないのじゃないかというふうに私は考えております。そういうような情勢を踏まえながら、調査の結果を見てひとつ慎重に検討をするという態度で、これに対しては考えてまいらなければならぬのではないかと、こうふうに考えております。具体的に五%以下になった場合にやるのかやらないのかという点につきましては、これはもうしばらく、事柄が重大でございますので、答弁は確たることを申し上げることは差し控えたいと思っております。いまのような点については、私は十分考慮しながら結論を下していかねばならぬのではないかと、こうふうに考えております。

○野田哲君 大体総裁の心境はわかりました。そこで、具体的なことについて、これは給与局長に伺いたいと思うんですが、一つは、先ほど出た私鉄の場合の臨時給与の扱いが昨年と変わっていると、こういう点、昨年の三万円の解決一時金の問題についてもここでの議論をした記憶があるわけでありまして、今度は性格が変わっている、こういうことになれば、まあ昨年の三万円については、あれは性格が違ふということはどうも対象にならなかつたように思うんですが、今度はやはり年間を通じてのアップという点で、今度はやはり年間を通じてのアップという点では当然対象になるんだらうと思うんですが、最近の民間の給与の取り決めの傾向として、やはり基本給は上昇を抑制さず、年間の所得の占める割合は臨時給的なものにウェイトがかかっている、こういう傾向にあるんじゃないかと思っております。

捕捉されているとすれば、たとえば勧告以降に、あるいは民間の実施時期以降に支払われた臨時給、あるいは増額された基本給、そういうものは一体どういう措置をされていくのか、較差として。こういう点を取り扱ひ上の問題として伺っておきたいと思ふんです。

○政府委員(角野幸三郎君) まず、私鉄の場合の解決一時金あるいは臨時給与の問題でございますが、昨年の場合は解決一時金ではございましたが、私どもの調査に際しましては、こういうものも、まあ昨年もちょうどいまごろの時期でございます、調査の段階、大詰めの段階で急にそういう状況がわかつたものですから、にわかにはそういう考慮も加えた上で急遽調査をしたという結果に相なっておりますが、その結果を見ましても、大体解決一時金が昨年の場合にはどのくらいあつたかと、ごくわずかでございました。昨年は、で、そういうことを把握いたしておりましたと同時に、これが民間給与の水準のどの部分にどういう形であらわれるかということもとらえておりますが、この解決一時金の場合には、いわば臨時給与、臨時に支払われたものとして、私どもの調査としては一年間の毎月の臨時給与の総計ということで、ボーナス計算の対象として、特別給の比較対象として入ってくるという形でそこでとらえておるわけでございます、結果的にはこれが一年おくれたかつこうでその中に含まれてあらわれる、こういうことを御報告申し上げたことがあつたかと思ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) これから調査をいたしまする段階でございますので、予断をもってこの席でいろいろ具体的に申し上げることは差し控えていただきたいと思います、私自身、いま専門家の野田さんからもお話がございました点については十分承知をいたしておるつもりでございます、この二十八条の解釈ということの場合には、私は現時点で申し上げたいことは三つあると思います。

一つは、二十八条のあの条項というものは、五%の増減があるという場合には勧告を義務づけておるということでございます。したがって、五%に満たないというふうな場合においてもこれは勧告ができないわけではございません。それが法律の一つのたてまえであるという立脚点を私ははっきり立场上明らかにしておいていいのではないかと思います。

その次に、現在はまだだんだんと給与の基準も上がってまいりまして、一%と言いましてもごく概略申して二千円程度になるわけです。そういう面から言いまして、これは何%ということになるかどうかはわかりませんが、そう簡単に無視ができる数字ではないのではないかと、物価上昇その他を考えるとすれば無視がそう簡単にできないんじゃないかという要素があるのではないかと一つ思っています。

それから、その次の点といたしましては、公労協と一般公務員とは、これはたてまえも違いますが、組織も違います。違いますが、やはり横並びと申しますか、そういう点は十分に頭の中に入れて毎年の作業というものは進めていくという状況でございます。公労協の方もまたそうでありまして、そういう面から申しまして、今度は公労協についてすでに答えが出たという現実がございます。それとの均衡というものは、これは軽々に無視はできないという点は十分に考えなければいけないことではないかというふうに思っています。それからもう一つ、いま野田さんも御指摘になりましたように、毎年累積をいたしますと、これはやはり大変なことになっていく。累積ですから、ことし仮に見送るということになりますれば、来年との分では必ずそれが積み重なって相当なことになる。これは一面において、公務員自体においてやっぱり一年おくれということでは犠牲を強いることになりまして、また、いまお話しになりましたように、形式的だけで申しますと二年の積み重ねということになりますからして、何だということでは、国民感情からいってもこれはやっぱり

いうような場合でありまして、少なくとも妥結内容がわかっております場合にはそれをとらえてくるということ、俗に積み残しという言葉を使っておりますが、その中で、昨年もそうでございますけれども、何%で妥結しておいて、支払いはいつで、それでその中に解決一時金というものがあればそれが幾らということをとらえるような仕組みで本年も調査をいたしております。したがって、二番目の御質問でございますが、後で出ることになってくるものについてもできるだけとらえることができるように仕組んで調査を進めるつもりでございます。

それから、表向きといいますが、と、あと内輪でということになります。これはいづれにしても支払いの結果で、たとえば臨時給与でありまして、時期的には後になります。支払いの総計の中には入ってまいりますので、ボーナスでありますればそのどこかに含まれる。それから、もし四月の給与でありますればその四月の断面で、もし本年の四月に入っておらないとすれば来年の四月の高さの断面に入ってくる、いづれにしてもどこかに入ってくる、こういうことになっておるわけでございます。

○野田哲君 つまり、間に合えば追加で捕捉をする、間に合わない場合は翌年の較差の中にあはれてくる、こういうことですね。そういたしますと、昨年の対象になっていない較差については本年の中に上積みされる、こういうことだと思ふんですが、金融関係、これは残っているんだと思ふんですがどうですか。

○政府委員(角野幸三郎君) まあそう断言ができるかどうかは別といたしまして、産業別に見ましたところ金融関係は私どもの調査の時点には入らない場合が多いというようでございます。

○野田哲君 時間がありませんのであと端的に伺いますが、先ほど、公労委の発表された三公社五現業の昨夜決定された内容、全体の平均的なものを発表されたとお答えいただいたわけですが、三公社五現業といひましても、年齢構成とか職種構成

成等によってかなりばらつきがあるわけですが、このばらつきの中では、私どもいままでの比較から言いますと、三公社五現業の中では国鉄の場合が一番公務員のそれに近い数字に例年なっていると思ふんですが、先ほど総裁は、ことしも例年の例を踏襲してやっていると、こういうふうにおっしゃったわけですが、そうすると、大体国鉄の關係が一番類似の数字として受けとめてよろしいんですか。

○政府委員(角野幸三郎君) 全体平均でとらえて、平均ベース本年四月の基準内給与が十六万、大体十六万一千円ぐらいというふうな感じになっておりますが、国鉄、一番ベースの低いといひますか、もちろん職員構成、年齢構成が違う關係がございまして電電公社と国鉄との間に約二万五千円ぐらいの水準の開きがございまして、したがって、ベースアップをいたします二・二%プラス千五百円という方程式でも、開きました場合に、その間に相当の開きができると、こういう關係がございまして、私どもの一般職給与適用職員の場合はそのどれに近いかといひますと、国鉄に非常に近いということは事実でございます。これよりやや水準としてはもう少し上でございますが、この八つの中では一番近いということでございます。そういう非常に大ざっぱな言い方で申しますれば、従来とも仲裁裁定の金額の企業別のもを見ますと、国鉄が一番類似の關係にあると、その程度の非常に大ざっぱな話だと思ひます。

○野田哲君 最後に総理府の方に伺ひますが、例年公務員の給与の取り扱いにつきましては、人事院の調査、勧告の結果を受けて給与法の改正をやるという手順になって、これが非常にいつも手続上時期がおくれるわけですね。昨年もシングルベルが鳴るころにやっと決まって四月からの差額の清算が行われたと、いうことになっておるわけですね。こういう扱いになってまいりますと、よく新聞などでは、特に地方公務員、県庁とか市役所のその清算されるべきの状態などを写真に写して、

差額の支払いがされておるときにこれを写真に写して、ローカル記事では、公務員には二回のボーナスが払われた、こういうふうな報道がされるわけですね。つまり十二月に、年末手当と、それからもう一遍別のボーナスが払われたと、こういうふうな報道がされて、これが世間で大変誤解を生んでおるし、払われる公務員の側に立つて見れば四月からの清算されるものが十二月に払われるわけですから、むしろ逆に利子をもらいたいぐらいの気持ちがあると思ふんです。そういう世間の誤解を生じないようにし、そしてやはり制度として決めるべきものは早く決めていく、こういう点からしても、できるだけこれは早く処理をしていくということが望ましいし、本委員会でも、何回もこれは附帯決議として政府の方に要望をしているし、制度の根本的な改革等についても附帯決議として要望しているところでありまして、本年の場合を考えてみますと、巷間いろいろ夏ごろには補正予算というふうな情報といひますか、風評もあるというところですけれども、そのことはともかくとして、できるだけ早く決めるべきものは決める、こういうことが当然望ましいと思ふんです。

そこで、いま人事院の方ではまだ慎重にこれから検討するんだと、こういうことでありますけれども、勧告がことしの七八年春の結果を調査をした上で行われれば、当然これは政府としても尊重し、できるだけ早く実施をしていくという見解をいままでも述べられておられますが、今回の場合もそういうふうな理解をしていいのかどうか、総務長官の見解を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(稻村佐四郎君) まあ御指摘のように、たてまえとして人事院の勧告を尊重すると、こういううたてまえをとっておりまして、今後その方向でまいるというふうに申し上げておきたいと思ひます。

○委員長(塚田十一郎君) この際、国の防衛に關

する調査もあわせて議題といたします。

○黒柳明君 装備局長ですか、昨日アメリカの会計検査院が、またF16、なかなかF15の問題、これはエンジンだけじゃないと思ひますが、エンジンも含めて欠陥があると、こういう勧告、しかもこれは上下院議員に對しまして、生産、さらに配置も再検討せよと、こういうことなんです。きのうのきょうですけれども、非常に重要な問題なわけですが、その全般もつかんでおるんです。どうか、あるいはもう四十八時間たちましたから、電話等で何らかの情報というものをつかんではいるんですか。

○政府委員(間瀬直三君) 四月二十六日の新聞報道によりますれば、ただいま先生がおっしゃられましたように、上下両院議長に、国防長官に、ただいま先生がおっしゃいましたような内容の勧告をするようにという報道がありましたわけでございます。その報道によりますと、エンジンの欠陥といたしまして、タービンブレードが壊れやすい、それから飛行中に作動が停止したり停滞したりすると、それからまた、燃料ポンプの流れが悪い、加速及び耐久性に問題があると、以上四つの点が挙げられておったわけでございます。このF16用のエンジン、F100というエンジンは、私もが予定しておりますF15に搭載するエンジンと同型でございますので、私もいたしまして、早速それを駐在武官に電話をいたしまして、またメーカーにも電話いたしました。その事実關係、それから会計検査院報告の、その報告書そのものを入手するように努めておるところでございます。

F16に關しましては、昨年の四月にもやはり米国の会計検査院の報告書が米議会に提出されておりました。その中でエンジンのスタグネーションストロム、過大な地上走行速度、これはエンジンではなくて機体の問題だろうと思ひますが、それから脆弱性といったようなものに問題があるというところが指摘されておったわけでございます。まあエンジンに關しましては、このスタグネーシ

ヨンスツールに關しましては所要の改修措置というものが講じられたというふうに聞いておる次第でございます。

○黒柳明君 電話で問い合わせたときにどのような情報をつかんだのか、ただその報告の全文を取ると、こういうことなんでしょうか。ということは一昨年上院でブラウン長官、ミサイルの問題、あるいはマーチン海軍の副長官、これはエンジン、あるいはフィッシャー、これはエンジン、国会での質疑ですから、欠陥じゃなかったんだと、改良なんだとこれは訂正されてきました。が、今回は検査院の報告ですから、国会での言葉のやりとりじゃありませんが、それも間違いなくフィッシャーという言葉が使われている、欠陥だ、こういう言葉が使われている。そうなる

と、やっぱり昨年の二月、上院で発言があった欠陥という言葉は、後で日本で問題になったとき、欠陥じゃないんだと、アメリカの核じゃありませんけれども、アメリカの言い分をそのままのみにしたのはあるいは間違っていたのかもわからないなあとこの感じをいませざるを得ないわけでありまして、行政府の一角である、しかもチェック機関である検査院が、欠陥、しかも重大な欠陥だと、こういう形容詞までつけているわけですから、ですからこれは前回私も指摘しましたが、国会での単なる論議の中における欠陥、いや改良なんだという言葉の選択とは違ふと、こう思いますよ。ですから、これはもう当然重大関心持たなきゃならないし、内容についても相当厳しいものがあるんじゃないか、こういうふうに思うわけですね。けれども、いま全文、全体的なものを取り寄せている最中ですね。電話ではそういう情報というものは何にもつかまなかったんでしょか。それと、もしつかないといふとすれば、今回の検査院の報告というのは、昨年の議会のブラウンあるいはマーチンのこの言葉のやりとりの中の欠陥とは違うような感じが私は強くするんでしょけれども、そのあたり、専門家の装備局長はどういうふうにお感じですか。

〔委員長退席、理事原文兵衛君着席〕

○政府委員(間淵直三君) この米国会計検査院というのは、行政府の一環でなくて米国の議会に付属している機関と、こう承知しておるわけでございますが、いずれにいたしましても、公的な重要な機関でございます。その報告というものはやつぱり重大な関心を持って見ておるわけでございます。まして、電話で指令したところは、その報告書の入手と、それから事実関係の把握ということをお願いしたわけでございます。その返事が来るのを待っております。そういう段階でございます。

○黒柳明君 F16とF15のエンジンのF100型というのは全く同じものですね、同型のものですね。○政府委員(間淵直三君) 同型のものではない、まして、ごく細部を除きましては同じもの、こう考

えていただいております。○黒柳明君 そうすると、同型のもので、しかもF15、ストール、エンジンの停止がある。これは高性能のこういう中において、これは改良をしていけるけれどもやむを得ない状態だと、こういうような答弁が先回ありましたけれども、しかも今回は、いま四つ挙げましたけれども、私もそういうふうには電話では聞いております。その中の作動中のエンジンの停止とか、あるいは燃料パイプの油の流れが悪いとか、ここあたりはエンジンの失速、停止とまあ連動しているのかわかりません。いま改良中、こういうことかわかりません。しか

し、今回検査院の指摘である四つのうちの二つ、一つはタービンのブレードが破損する、これは破損すれば完全にエンジンが故障して、これはただ単にエンジンを再始動すればいいんだなというもののじゃありません、あるいは空中でできないければ地上で整備すればいいんだというもののじゃない。完全にこれは事故につながるわけですね。それかもう一つは耐久性がないと、これも全くエンジンのストール・ブレード・スタグネーション、エンジン停止とは全く違う指摘なんですね。これは検査院の指摘、報告ですから、上下院に対する生産会社、配置の再検討までも要求している根拠

ですから、完全に、詳しいリポートを入手するまでもなく、間違いなく昨年の二月、私がまた国会で問題にしたエンジンの欠陥、トラブルとは違つた面の新しい指摘が今回の報告では盛られていると、これはひきき目なしにそういうふうに見ざるを得ないと思うのですが、どうでしょうか。

○政府委員(間淵直三君) まず第一に、エンジンのタービンブレードにつきましては、昨年の初め、私も米側より報告を受けておるわけでございます。それにありますと、二段目のタービンブレードに振動による疲労上の問題があるというところでございまして、その後タービンブレードの耐久性の向上のために製造方法の改良及び受領検査の強化によりまして解決されておる、こ

う聞いておるわけでございます。それから、耐久性の問題でございしますが、この二段目のタービンブレードの振動による疲労上の問題というのに関連いたしまして、そういう耐久性、もちろんこのタービンブレード、重要な部分でございまして、全体の耐久性というのに非常に関係してくるわけでございます。このタービンブレードの問題はすでに解決されておる、このういうふうに関しておるわけでございます。その耐久性をはかる一つの非常に大きな目安になります。タービンブレードの間隔というものが、非常に大切な目安になると思っております。当初タービンブレードの間隔というものが二百五十時間であつたわけ

でございますが、逐次延長されてきておりまして、昨年の十一月から千時間というふうに順調に延びてきておる、こう考える次第でございます。そして、このF15につくエンジンよりももう一つと先に開発製造されておりますF4のエンジンを見ますと、これがF15のエンジンよりは大幅前から製造されておるわけでございますが、製造されて、時がたつてから改良され、タービンブレードの間隔というものが延長されてきておるわけでございます。これがF4のエンジンといったのがいまタービンブレードの間隔が九百時間でございます。それ

に比しましてF100のエンジンはすでに千時間のタービンブレードの間隔をとつておるというふうなことから考えまして、耐久性に特段問題があるというふうには考へてはおりないわけでございます。まして、いずれにいたしましてもそういう報道につきましては、資料を入手して厳重にチェックしていきたいと、こう思つておる次第でございます。

○黒柳明君 耐久性、タービンブレードの問題があるとなつたのはいつですか、それは解決したという連絡があつたのはいつですか。

○政府委員(間淵直三君) 昨年、七七年の二月初めであつたと記憶しております。

○黒柳明君 解決したというのが。○政府委員(間淵直三君) ええ、解決したというの。○黒柳明君 問題があつたというのはいつですか。

○政府委員(間淵直三君) それより数カ月前だと記憶しております。

○黒柳明君 そうすると、七六年の秋ごろに、問題がある、こういう情報が出て、それから数カ月後の七七年の二月にかけまして米国会でその問題が指摘されて、それと同時に問題が解決したというのですか。だから、米国会で解決したという時期を私は問題にしているのですけれども、いつ問題が解決したというふうに連絡が来たんですか、正確な時期。

○政府委員(間淵直三君) 私どもが承知している限りにおきましては、一九七七年の二月のアメリカの議会におきましてこの問題が解決したと、そういうふうな報告されておると承知しております。

の導入の問題についてお伺いをしたいと思ひます。

○初めに、昨年の十二月二十三日の閣議決定として「国家公務員に定年制を導入するものとする。このための具体的準備及びこれに関連する現行諸制度の見直しを行う。」ということが報道されました。で、このような閣議決定の内容としても記録されているわけですが、この点について現在政府がどのようなことを、何か見直しをするとか、そういうことがされているのかどうか、現状の政府の見解なり取り組みなりの状況を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(稲村佐近四郎君) 定年制を導入するということが閣議決定されてその方向であるというところは、これは申し上げておかなければならぬと思ひます。しかしながら、国家公務員の定年制というのは、身分の保障と申しますか、重大な問題だと思ひます。そういう意味から、私は二月三日人事院総裁あてに書簡をもってこの見解を求めているところであります。まあ人事院の見解が示されるならばこれを尊重してまいりたい、こういうふうな考えをしております。

○山中都子君 私は、この公務員の定年の問題が、歴史的に見てもストライキ権制奪などの関係で、公務員の身分保障という立場から定年制がとられていないという問題を重視してきておりますし、私は、当面国として一律に公務員の定年制をしなくということには反対の見解を持っております。まあしかし、きょうは限られた時間ですからその論議は別といたしまして、いま総務長官から書簡をもって人事院に問い合わせられていると、見解を求めているというお話がございましたので、人事院の現段階での実情をお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) いまお話のありましたところに特に異議を申し立てるつもりはございませんが、私の承知をいたしておりますところでは、この定年制の問題と、公務員の労働基本権の取り扱いとは直接の関連はないというふうな

考えております。

御承知のように、わが国の場合におきましては、明治以来から特定の公務員を除きましては定年制がしきれないまままで今日まで来たわけでございます。これはその背景をいたしましては相当の理由があるわけでございまして、そこまでやらなくても退職管理のことが何とかうまく処理をされてきたというふうなことがその背景にあったのではないかと、いふに承知をいたしております。それはそれといたしまして、いまお話がございましたように、昨年の暮れに政府といたしましては、国家公務員についても定年制を導入するんだという方針が決定されたのであります。それに基づきまして、事柄は公務員の身分保障に関する重要な事柄でございまして、分限に関する重要な事柄でございまして、当時から、人事院の見解は前提としてひとつ聞きたいんだというふうなことがお話し合いの中に出ておったようございまして、それを受けて二月三日、いま総務長官からもお話がございましたように、総務長官から私あてにひとつ見解を聞きたいんだという書類が参ったのであります。

人事院といたしましては、定年制につきましてはやはり大変な関心を持っておりまして、これは退職管理に関する重要な制度であるというこの認識は持つておるわけであります。従来からいふような角度から検討を加えてきております。また、事実退職公務員の処遇その他というふうな生活実態にあるかということも五年間にわたって詳細に追跡調査をやるというふうなこともやって今日まで来ておるわけでございまして、正式に御依頼がございましたので、私たちといたしましては、本格的にこれに対して対処をするという方向で現在いろいろな作業をやり出しておるような段階でございまして。

まず、当面の問題といたしましては、退職勧奨という制度が、よく言われておりますように各省庁にございまして。しかし、これの実態というものは、大体われわれとしてはつかんでおりますけれども、その具体的な処置あるいは問題点というふうなもの、今後本場に施策を講じていくということになります。これはきつちりとつかんでいかなくならぬというふうなこともございまして、各省庁の実態の調査を現在始めております。そのほか、やはり外国におけるこの問題の処置の仕方、民間においても定年制というものは、大体これもわかっておりますけれども、やはり詳細にどういふふうなことを把握をいたしませんと、事柄が重大でありますだけに、そう軽々に結論を下せる問題ではないというふうな姿勢から、それらの点を十分に調査をいたしました上で次の施策というものをいろいろ考えていきたいということ、で、現在その初歩的な第一段階の調査を始めたところでございまして。事柄は、いままで日本の場合においては定年制がなかったというふうな実情もございまして。また大変、国家公務員と一概に言ひましても、その職種というものはもう多岐にわたっております。また、退職勧奨という点との絡み合わせの問題もございまして。また、世間一般の問題といたしまして、これからの高年齢者の対策、雇用問題、そういうような点も十分にやはり配慮しながら事柄は処理をしていかなきゃならぬという大変むずかしい問題もございまして、十分それらの点を踏まえながら、慎重にひとつ検討をいたしまして、十分りつぱな意見というものをそのうち総理府にお出しをいたしたいというふうな思ひを持っておりますが、いまのところ何分にも事柄は重要でございまして、慎重な調査検討の必要がございまして、時期的にいつごろどうかというふうなことは、現在のところではまだ見通しは立っておりませんが、ひとつ慎重に事柄の重要性にかんがみまして対処をしてまいりたい、かように考えております。

○山中都子君 労働基本権の問題と関係ないとおっしゃいましたけれども、私は歴史的に見ても、また道理から見ても、それは大きく関係している

ということを重ねて申し上げておきたいと思ひますが、その議論は別な機会に譲ります。

いま総裁も繰り返し重要な問題だからというふうな言われておりました。私もこれはまさに公務員の身分保障の根幹にかかわる問題ですから、慎重にというだけでなく、人事院としてのきちんとした、そうした経過も踏まえた上での労働者の権利を守る立場での見解でなくてはならないと思ひておりますが、そもそも私は、閣議でこういうふうな決定をして、それで「公務員に定年制を導入するものとする。」というふうな決めて、そしてそれを人事院に見解を求めるといふやり方自体は私は政府の圧力だと思ひております。そういう圧力を受けた形でこれらの問題を検討するというような姿勢では、後々大きな問題も残します。で、人事院としては、そのよって立つ使命に照らして、公務員労働者の利益のために、この問題についてはきちんとした姿勢を堅持していただかなければならないと思ひますが、その問題の一つとして、私は当然関係者の一員たる労働組合の意見を十分聞くというところは、まず検討段階からされなければいけないと思ひていますが、その点の考えはいかがでしょうか。

○政府委員(藤井貞夫君) 政府におかれてもそうでございまして、われわれも別にああいふ閣議決定でもって人事院に対して意見を求められてきたということにつきましては、特に圧力とかその他のような受け取り方はいたしておるつもりはございません。ただ、繰り返し申しますが、問題の重要性というものは十分認識をいたしております。それと人事院の立場というふうなものも十分承知をいたしておるつもりでございまして、それらの点を総合的に勘案の上で、慎重にひとつ対応をしてまいりたいという基本的な姿勢は崩すつもりはございません。

○山中都子君 当然、だから労働組合とも十分話し合うべきだという問題についても御答弁をいたしたい。

○政府委員(藤井貞夫君) お耳に入っておると思

いますが、実は政府当局もそうでございますが、われわれ人事院といたしましても、仕事の性質もございまして、大変組合とはよく接触をいたしております。野田さんもしやいますけれども、年に何十回ということでない、それこそ何百回というぐらゐ非常に緊密な連絡をとっておるつもりでございます。(回数じゃない、内容だ)と呼ぶ者あり)これは片岡さん御承知のとおり。そういう意味で、事柄が大変重要ですから、当然もうすでに組合の方からいろいろの意見の開陳がございまして、これからの十分緊密な連絡を保ち、意見も十分聞きながらやっていきたい、その基本的な姿勢、これも崩すつもりはございません。

○山中郁子君 回数の問題じゃなくて内容であるという不規則発言もございすけれども、まさにそのとおりで、国家公務員の労働組合と、検討いたしました、一定の結論が出ましたというふうな話し合いをしたんじや意味がないわけですよ。だから、内容的な問題、おたくの方でどういう検討の過程にあつても、十分に言われたような立場で意見も聞くということはいつかりとやっていただきたいと思ひます。

それで、この問題で最後にぜひ総務長官に、私は政府が人事院に圧力をかけるといふようなことでない点だけはしつかりとお約束をいたしたかなければならないと思ひますが、すでに私はこの閣議決定なんという自体は圧力だと思ひておりますけれども。

○国務大臣(稲村佐近四郎君) これは政府の方針でありまして、先ほども申し上げましたように、やはり国家公務員の定年制といふのはきつめて重大な問題である、こういったことを踏まえまして、私は人事院総裁にこの意見を求めることにいたしましたわけでございまして、決して圧力である、こういふことは毛頭考えておりません。

○山中郁子君 先ほど黒柳委員から提起がありましたが、F15のエンジン問題について次にお伺ひいたします。

細かいことは抜きにして、このF15については、そもそもうさまざなクレームがついてきていてるわけですね、いままで何回もで、今度のはかなり決定的なクレームということですから、私もやはり基本的に、このエンジンの問題だけでなくて、もちろん私たちはF15の導入には反対して、そのことは全面的に申し上げてきました。しかしこの際、こういう状況でいつまでも次から次へと疑惑も生まれる、今度のは疑惑という問題ではなくて決定的な欠陥の指摘ですから、当然直ちにF15の導入ということについてはもう取りやめるべきだ、そのことをはっきりさせるべきじゃないかと思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員(間淵直三君) このF15の選定に關しましては専門家の十分な検討を経たものでございまして、立ち上がりにおきましてはいろいろのECPと申しますか、技術改善要求といったようなものがたくさん出てくるというのは、それはどの飛行機でも通常のことでございまして、専門家の検討によりましてこれが一番よいと、こういうふうにして決定したものでございまして、エンジン、スタグネーションストール問題とか、会計検査院の今回のその勧告といったようなもの、内容を詳細に検討いたしましたけれども何とも言えないと思ひわけでございますが、いづれにいたしましても致命的な欠陥といふふうには考えておりません。

○山中郁子君 それは検討してみなければわからないとおっしゃりながら、致命的な欠陥だとは考へていないといふことは、あなたの論旨自身が私には矛盾していると思ひます。いづれにしても、先ほどもお話がありましたが、会計検査院の勧告を全文とばかり取り寄せて、これは国会に提出していただきたいと思ひますが、すでにいままでやはり異常な故障があるとか、ごく新しい段階で、たしか昨年の十月ごろだったと思ひますが、そうしたこともありました。国会でも議論になった覚えがあります。ごく一番新しいその問題に關して、調査報告をきちんとした文書で出していただきたい。これは何回でもこういうことを繰り返

して一体どうなるのか、そのたびにあなた方はあだこうだいろいろ言ひながら、言い逃れをしてくてござつてきていてるわけでしょう。このところはもうこの際のはっきりさせなければいけないと思ひますので、前回の十月段階で、エンジンに異常な故障があるという問題が同じく会計検査院のたしか文書だったと思ひますが、出ました。このことについての結果を文書で国会に報告をしていただきたい、これを要求いたします。

○政府委員(間淵直三君) いづれにいたしまして、詳細な調査をいたしましてはつきりしていただくようにいたしたいと思ひております。

○山中郁子君 もちろん今回の問題は当然です。そうでなくて、私は、いままで何回もそういうことがあつたんだから、一番新しい例として昨年の十月段階でのエンジンの異常故障のことに照らしてのあなたの方の調査、どうせそれで大丈夫だといふことで結果を出したわけでしょう。それをまず文書で報告してください、それも含めて。

○政府委員(間淵直三君) 昨年のそのスタグネーションストール問題、それからエンジンのフェーリアと申しますか、そういう問題につきましては、当委員会及び他の委員会におきましても十分御説明申し上げたと思ひておる次第でございますが、いづれにいたしまして、それに付加すべき部分があるといふことでございまして、はつきりするように御説明申し上げたいと思ひます。

○山中郁子君 それから、今度の問題も十分調査して、こうおっしゃつておられますけれども、私は調査の結果、もしも、またどういふ論法になるのかは別として、致命的な欠陥ではないんだといふふうになるんでしたら、この会計検査院の勧告との関係でそれをやはりきちんと証明する文書の提出を求めたいと思ひます。

○政府委員(間淵直三君) 今回のその会計検査院の勧告というものは、配備とかその他の問題につきましてはF16の問題でございまして、F15に關連共通する部門といたしましてはF100のエンジン

実關係を確かめた上で、もちろん致命的な欠陥といふことには考へておらないわけでございますが、確かめた上で十分御納得いくように御説明申し上げたいと思ひます。

○山中郁子君 繰り返されるので私もこだわりませんが、調査をこれからするとおっしゃつていながら、致命的な欠陥ではないと思ふという根拠は何ですか。

○政府委員(間淵直三君) 致命的な欠陥というふうなことであれば、政府から、私どもには十分事前の通知、それから説明というものはあるわけでございますが、今回の報告は会計検査院と申しますか、これは先ほど申し上げましたように、米国の議会に付属する機関でございまして、私ども、アメリカの政府もそうだろうと思ふわけでございしますが、議会の権限といったようなものから申しましてもなかなか事前に入手するといふことは困難ではないかと、こう考へている次第でございます。

○山中郁子君 結局、致命的な欠陥ではないとあなた方が自主的に判断する何にも資料もないし調査もされてないのに、ただアメリカが言つてこないからそうじゃないんだらうと、そういう姿勢だから問題が次々に起こつて、さらにそれが拡大されるんだといふことだけを指摘しておきます。

それで、これが結果の問題ですけれども、欠陥があるといふことになる、当然のことながらキャンセルして日本はむだな損害を受けないという形で処理されることにならますね、当然そういうお考えはおありですね。

○政府委員(間淵直三君) エンジンに關しましてはたびたび御説明申し上げておりますように、種々の改良策がとられておりますし、非常に、エンジンの欠陥による事故というものはないわけでございますが、致命的な欠陥とは考へておらないわけでございますが、それがこうなつたらこうなるといふようなことに関しましては、私どもは致命的な欠陥でない、こう思つておる次第でございますが、いまの段階で何ともお答えしがたいといふこ

とでございます。

○山中都子君 前に、これは昨年の一月に発表になった七八年度の国防報告ですけれども、ここでやはりこのF15の問題が指摘をされていまして、どんどん高くなっていくと、で、現在計画に組み込まれているF15の生産は、経費増大問題の解決がある程度図られたとしても、一九八一年度に打ち切られるだろうというふうな叙述もあるんですけど、この問題についてはどうですか、どういう見解でその後どういうように調査をされましたか。

○政府委員(間瀬直三君) 米戦術空軍における調達計画というのは、一九八一年の発注までに七百二十九機を発注すると、そういう計画になっておったわけでございます。

○山中都子君 いや、ですから生産が打ち切られるだろうというふうなことが国防報告で出されていまして、この点についてはどういふふうな考えていらっしゃるんですか。

○政府委員(間瀬直三君) 最初予定いたしました七百二十九機の全部の調達、発注が行われるのが八一年というところでございまして、当初から予定の線でございます、全体の調達機数を減らすというふうなことはなっておらない次第でございます。

○山中都子君 結局、問題は、そういうことも含めて、そしてさらにエンジントラブルがいっている出てきているというところでこの状況になっているわけですね。で、いままで何回も、そうした事態が起るたびにいろいろあなた方は理屈つけて押し切ってこられたけれども、私はやはりこの問題はもうこの際、初めに申し上げましたように、ほかのものもある理由もあります。だけれど、少なくともこの問題に限ってだけ見ても、当然はつきりした姿勢をとって、もうF15の導入はやめるといこうとを国民の前に約束すべきだし、そういう姿勢をとらない限り国民の重大な疑惑は解けないという調査結果なりの責任ある文書の提出を求めましたけれども、再度その約束を履行していただく

ことを強く要求いたしましたして終わります。

○秦豊君 間瀬さん、いま問題になっているエンジンというのは、主契約者がプラット・アンド・ホイットニー社、型式がF100 P.W.100型ターボファンエンジン、こうなっているわけですね。調べると、七〇年の二月二十七日にアメリカの海空軍が契約をしているわけですね。ところが試作に入ってから、これはアメリカの航空専門誌に何回も出てくるわけですね、メーカーがエンジン部分に幾つかの欠陥があるというのを非常に素直に表現しているわけですね。それを専門ジャーナリストが報道しているわけですね。七四年に量産に入った、そしていま実施部隊にそのエンジンをつけた二つの機種が飛んでいますね、F15とF16と。そういういきさつは御存じですね。当初から幾つかの欠陥を内包したエンジンであった、いわくつきであるということはお聞きになっていませんか。

○政府委員(間瀬直三君) 技術的に克服可能であるという前提がつくわけでございますが、いろいろの十分でない点があるということは、メーカー自身が言っていることは承知しております。○秦豊君 それから、これはどの党の皆さんもなすったことだが、私も去年の一月の国会以来、いわゆるF15の欠陥問題というのはかなりしつこくやって、議事録調べてみると六回やっていますね。そのときに、私がワシントンから、皆さんより多少早かったような記憶が議事録に残っているが、ブラウン証言のコピーをもったときに、対比をしようとしたがでなかつた、あなた方が持っているなかつたから。そのときに事実関係を調べてみると、二月二十二日と二月二十四日のブラウン国防長官のアメリカ議会における証言、さらに三月二日のアメリカ下院軍事委員会では、何回繰り返して見てもデフィナンシーという言葉、デフィナンシーとも発音するようですね、これも、これが消えてないんですよ。ところが、その三月二十四日に山崎アメリカ局長あてにミスター・ヒルトンの書簡が届いて、そしてさらにブラウン長官

から三月三十日に三原長官あての書簡が来しましたね、ここでは、対日配慮からデフィナンシーという言葉を削除されて、インブルーメントと、つまり改良、改善になっているんですよ。デフィナンシーの場合は明らかに欠陥である。そこで念のために非常に重要だからアメリカの空軍のテキストをとってみたんだけれども、このアメリカの軍部ないし国防長官が、デフィナンシーという言葉を使う場合の定義は、装備品の耐用期間中に発見された欠点または機能不良で人員に危険を及ぼすもの、またその装備品を使用不能に陥れるような重大なものを指すと、こういうようになつていましてね、これはかちつとした用語辞典なんです。アメリカの軍が使っているんですよ。その定義と範疇に基づいてブラウン長官が数回にわたってデフィナンシーという言葉を使っております、それがなぜか日本に対してだけはインブルーメント、改良に変わっているんだが、これは政の範囲ですよ、政治の範囲であつてテクニカルな範囲じゃない。だから、アメリカの中ではデフィナンシーが生きているんですよ。そうはお思いませんか。

○政府委員(間瀬直三君) そこら辺の事実関係につきまして、そのデフィナンシーという言葉の意味その他、私の勉強不足の点もあると思うわけでございますが、山崎アメリカ局長あての手紙の改善、それから三原長官あての手紙といったようなものを分析いたしますと、みな改良可能であるというところでございまして、私どもはそう思っている次第でございます。

○秦豊君 いや、ですから明らかに都合のいいところをつまみ食いしているわけ、あなた方防衛庁というものは、そうでしょう、アメリカの議会では生きている言葉なんです。生きている概念と認識なんです。同じ飛行機、同じエンジンなんです。もちろんあの場合のブラウン氏の証言というものは、FCS、火器管制装置とか、空対空ミサイルの発射機構、モノバルスシーカーと、いろいろあつたけれども、それを指して言ったことは事実であるが、あれは、日本に來たのは削除した残りが来た、お余りが。削除した部分はないんですよ。削除した部分にエンジントラブルに関する記述があつたのではないかとこの観測も強いわけですね。だから、アメリカではもうずっとわかつていた。日本には小出しにしていた、あるいはすりかえていた。リライトをした。だから、あなた方はそれで去年一年の国会をぐぐり抜けることができた。それは全体的には、きょうはあなたはいないからお気の毒にたえないけれども、防衛局長も長官もいましてから範囲が広がらないけれども、やっぱりあなた方はFXX、正面装備強化充実というので、本来は日本列島の要撃戦闘に向かない進取作戦用の制空戦闘機F15の装備を急ぎ過ぎた大きなとがめの一つがまた今度噴き出している。

それからもう一つは、あなたはさっきから答弁伺っていると、何か議会に付属した機関で、この会計検査院は、というふうなことをおっしゃっているんですが、幾らどこに付属していても、監査官から不正確または不認可、不適当と認められた施設、人員、資料、役務等については、これは改めねばならぬというのがアメリカの法律です。だから、アメリカの議会に付属しているからまるで弱存在で、日本の会計検査院、これも相当地がわしいけれども、日本の会計検査院は自然自立して独立機構だから強いんだと言わんばかりの答弁は、やはりちょっとお控えになった方がいいと思うんですよ。そう思いませんか。

○政府委員(間瀬直三君) その点に関連いたしまして、私どもは、政府対政府では事前に情報などが議会へ付属しておる機関からは入りにくいという意味で申し上げたわけでございます。別に他意はございませんでございます。

○秦豊君 それからもう一つ、日本の邦字紙ではないが、ジャパンタイムズの報道の方を見ると、また別なことを書いてあるんですが、会計検査院の指摘として、F16の生産配備計画は十分なフラ

イトテストなしに進められていた事実があると、
こういう指摘があるわけですよ。ならば、このF
15の場合は果たして大丈夫であったのか懸念なき
を得ないので、先ほどから両委員が指摘されてお
ります資料につけ加えて要求しますが、アメリカ
がXをとって実用機にする場合には、例の共同試
験部隊があります。ジョイント・テスト・フォー
スというのがあって、ここにF15もかかったはず
だ。16はもちろんだ。ならば、空軍共同試験部
隊、JTFにおけるF15のフライトテストのデー
タですね、果たして十全な安全審査、あらゆる部
門についての、これがバーフェクトであったのか
どうかということをおのれは要求したいと思ひ
ますね。あなた方は、すぐ専門家がやった、FX
準備室はベテランぞろいだと、時間と金をかけ
た、大丈夫だ。これはあなたの方の言い方で、ほ
くらは絶えずいぶかしげに見ているんだから、そ
れに答えるようなデータを出してください。だか
ら、皆さんが要求されたデータに、いまのジョイ
ント・テスト・フォーシスのデータも、あとう限り
提出をしていただきたいということを約束してい
ただけですな。

○政府委員(岡淵直三君) できるだけその内容を
明らかにするというのが私どもの務めでございま
して、その後安全に運航されておるわけではござ
います、いずれにいたしましても、あとう限り
りそのように御趣旨に沿いたいと思つておりま
す。

○桑田君 それから、もう一つ気になりますの
は、ジャパンタイムズによると、F16は、実戦に
配備されている軍用機のために、アメリカ空軍が
定めている最低基準よりも三倍も頻繁なエンジン
トラブルを起こしている、したがって会計検査
院はF100エンジンは不適当である、しかもデフイ
ンションじゃなくて重大な欠陥があるというの
が今度のこのレポートの流れなんです。ポイント
なんです。当然同じエンジンを使っているわけ
ですから、たとえばアメリカの戦術空軍です
ね、防空軍は、これはADCだと思つたが、これ

はたしかF106を使っている。ならば、いろんな機
種について単位時間あたりの故障率、そういうも
のと比べてF15がどう位置づけられるのか、これ
を知りたい。

○政府委員(岡淵直三君) 私どもが得ておる知識
では、最初の二万時間当たりのメジャーアクシデ
ント率というのがあるわけでございます、これ
によりまして、F100が二十六機、まあわが国に
係あるものだけピックアップして申し上げます
と、F104が二十四機、それからF4が六機、F14
が五機、F15が一機、こういうふうになつてお
ります。

○桑田君 ぼくたちの認識とかなり違ふらしいの
で、MDAOの東京事務所、これはまるで第一線
のセールズ事務所みたいなものですから信用がで
きない。じゃアメリカの空軍省やアメリカの国防
総省は厳正中立で非常に科学的に技術的に厳密か
という、やはりアメリカの軍事専門ジャーナリ
ストやアメリカの野党議員なんかは、国防総省、
ペンタゴンも巨大なセールズ機構であると言つて
いますから、かなり割引しなきゃならぬと私は思
つていますから、あなた方が駐在武官を奮勵し
て、アメリカ空軍、この場合は空軍あるいは海
軍、国防総省になるでしょうね、から来たデー
タも、私はやっぱりまゆにつばしてやはり拝見を
したいと思ふし、日本の専門家の意見でかなりト
ランスレートしないと、うのみにとはとてもでき
ないと思ひます。売り込むのに一生懸命になつて
いるキーステーションに、大丈夫かと聞いたら大
夫という返事が来るのはわかり切つていゝんで、
その辺は信用できませんが、資料は資料として厳
密に要求しておきます、私の申し上げたものを含
めて。

それから、これは日本のメーカー筋の専門家の
指摘なんですけれども、私が冒頭に申し上げた七
〇年に契約をして七四年の量産のときに一番苦
しい点は何かという、やっぱりターボファン
のピッチを要する可変機構、その電子制御の部分に
一番苦労してうまくいかなかった。今度も取り込

みのところが三段になつていゝそうですが、そう
いうことを含めて、たとえばさつき両委員が指摘
されたように折れつぽいと、折れやすいというふ
うな指摘があつたのはそういうところに起因する
のではないかと一見方もある。そうしますと、
非常に心臓部ですよ、人間で言へば、だから会
計検査院だから云々ではなくて、これは非常に私
は、予算はなるほど通つていゝですよ、あなた方待
望の。しかし、これは覆い隠してきたものが隠す
よりあらわるで次第に出てきたんだから、一つ
一つ厳密にやはり国民の皆さんに明らかにするわ
れわれは義務を負うていゝから、それについて
は既定の方針に変更がないというふうな居直つた
あれではなくて、一つ一つ誠実にこたえていくん
ですと、防衛庁は、こういう約束を改めてして
いていただきたい。

○政府委員(岡淵直三君) 私といひましては、
一つ一つ解明していくと申します、明らかにし
ていくというふうな方向でやっていきたいと思
ひます。

○桑田君 それからアメリカ空軍がすでに実施部
隊からどういゝ改変要求が現実になされていゝ
か、それは装備を含め、それからエンジンを含
め、つまりトータルなF15すべてについてどう
いゝ改善要求がなされていゝのか、これをやはり
会に明らかにしていただきたい。できますか。

○政府委員(岡淵直三君) ECPのその具体的
内容についてはつまびらかにしておらないわけ
でございますが、あとう限りと申します、いろいろ
の秘密の部分というのがあるのじゃないかと思
つ、あとう限りと申したいと思ひます。

○桑田君 じゃあ、エンジンの方はそれ
で。
F15に関連しましてあなた方が四月早々からな
すつていゝ和田審議官と、そしてオックスマン・
アジア部長との間の作業は、F15導入に関する了
解、覚書の作成作業ですね、これはもうでき上
つていゝのか、でき上がつていゝのか、それで

いつごろまででできるのか、覚書を取り交わす
すればいつごろになるのか。

もう一つは、時間がないから詰めて言ひませ
れども、やはり内閣委員会という当該委員会に
その全文を、削除のない全文を提出していただ
けるかどうか伺つておきたい。

○政府委員(岡淵直三君) 四月五日からござ
います、予算が御承認願つた翌日から和田審議
官とオックスマン部長との間で事務的な折衝を
つてまいりまして、大体的な事務的な折衝とい
うのは合意いたしまして、仮案をいま得ていゝ
段階でございます、この要約したものを添えま
して、米国の議会に承認のいまテトブルをいた
すわけでございます、そのテトブルがまだなされ
たという情報には接しておらないわけございま
すが、いずれにしても近くテトブルされる。そ
れで三十日たつて上下両院のコンカレントなア
クションがない限りは承認されるということにな
つておりました、私どもの予想といひましては、
六月中旬ぐらいまでは米国の議会の承認が得
られて、いつサインしてもいい状態になると、こ
ういふふうに考へておる次第でございますが、そ
の全文と申しますとかなりコンフィデンシャルな
部分にわたる細かい点が入つていゝわけござい
まして、いずれにいたしましても、そういう部門
はちよつと明らかにすることを差し控えていた
だきたいと思ひます、でございますが、できる限
りその内容につきましては御説明申し上げたい
と、こう思つていゝ次第でございます。

○桑田君 その際、FMS関係経費ですね、今
度の場合はFMS購入機ですから対象機が、来年度
取得の。そうするとFMS関係経費と空輸経費、
それから特別仕様等を含め、さらにRアンドDの
分担金等を全部含めて内訳を明らかにしていただ
きたいのと、トータルしたら結局幾らになつた
というのを、的確にやはり御報告願ひたいとい
う要望をつけ加えて終わりたいと思ひます。
○政府委員(岡淵直三君) 完全にすべて一銭一厘
まで明らかにいゝわけには、向こうとの交渉の経

緯から考えてできたい点もあると思うわけでございすが、いずれにしても大略の御理解がいただけたということにはいたしたいと、こう思っております。

○委員長(塚田十一郎君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十六分散会

四月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、審議会等の整理等に関する法律案(予備審査のための付託は二月十三日)

一、許可、認可等の整理に関する法律案(予備審査のための付託は三月七日)

一、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十五日)

一、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十八日)

(小字及び一は衆議院修正の部分)

審議会等の整理等に関する法律案

第一章 総理府関係(第一条—第三十二条)

第二章 大蔵省関係(第三十三条—第三十九条)

第三章 文部省関係(第四十条—第四十三条)

第四章 厚生省関係(第四十四条—第五十四条)

第五章 農林水産省関係(第五十五条—第六十一条)

第六章 通商産業省関係(第六十二条—第七十条)

第七章 運輸省関係(第七十一条—第七十五条)

第八章 労働省関係(第七十六条—第七十九条)
第九章 建設省関係(第七十七条—第七十九条)
第十章 自治省関係(第八十条)

附則
第五章 農林水産省関係
(農林水産省設置法の一部改正)

第五十五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。
第三十四条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中農業

観測審議会の項を削り、

農業共済再保険審議会
農林統計審議会

査会

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百一十号)に規定する事項を審査し、並びに止その他農業災害補償に関する事項を調査する。農林水産省の所掌事務に係る統計その他必要な資料の収集その他の調査に関する重

八十五号)により政府の行な
農業災害の発生予防及び防
査審議すること。

を

の情報の作成及びこれに必
要事項を調査審議するこ

農林漁業
農林水産

保険審査会

森林国営保険法(昭和二十二年法律第百八十五号)及び漁業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)よりその権限に属させた事項
農林水産省の所掌事務に係る
要な資料の収集その他の調査
審議すること。

統計観測審議会

法律第二十五号)農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)に
漁船損害補償法(昭和二十七年法律第百五十八号)に
法(昭和二十九年法律第百五十八号)に
を行うこと。

統計その他の情報の作成及びこれに必
要な事項並びに統計的調査資
料に関する重要事項を調査

改め、開拓農業振興審議会の項を削る。
第六十五条を次のように改める。
(中央森林審議会)

第六十五条 林野庁に、附属機関として、中央森林審議会を置く。

2 中央森林審議会は、森林法の規定によりその権限に属せられた事項を行うことを目的とする機関とする。

3 中央森林審議会については、森林法の定めるところによる。

第八十八条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中漁船損害補償法(昭和二十七年法律第百五十八号)の項及び漁業共済再保険審査会の項を削り、同条第二項中「漁船損害補償法、漁業共済再保険審査会については漁船損害補償法、漁業共済再保険審査会については漁業災害補償法」を削る。

附則
5 この法律の施行前に、改正前の森林国営保険法、農業災害補償法、漁船損害補償法若しくは漁業災害補償法又はこれらの法律に基づく命令の規定により、森林保険審査会、農業共済再保険審査会、漁船損害補償法又は漁業共済再保険審査会がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続は、改正後の農林水産省設置法若しくは本法に基づく命令又は改正後の森林国営保険法、農業災害補償法、漁船損害補償法若しくは漁業災害補償法の規定により農林水産省保険審査会がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続とみなす。

(小字及び一は衆議院修正の部分)
昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

附則
(施行期日)。等

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第二条中国国家公務員共済組合法第八十八条の五第一項の改正規定及び第三条中国国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正規定(同法第三十三条及び別表の改正規定を除く)並びに次条及び附則第四条の規定は、昭和五十三年六月一日から施行する。

2 附則第六条の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

(公務員等による死亡に際する遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第五条 改正後の施行法第三十三条及び別表の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和五十三年四月分以後適用する。

2 昭和五十三年四月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金については改正後の施行法第三十三条又は別表の規定を適用する場合においては、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条中「八十五万二千円」とあるのは「七十七万七千円(扶養遺族が一人である場合は、七十八万二千円)」と、「八十七万六千円」とあるのは「八十六万六千円」と、「八十八万四千円」とあるのは「八十七万四千円」と、同条中「二、七二二、四〇〇円」とあるのは「二、六六二、四〇〇円」と、「一、七九三、四〇〇円」とあるのは「一、七四三、四〇〇円」と、「一、一六二、四〇〇円」とあるのは「一、一六二、四〇〇円」と、同表の備考二中「十五万円」とあるのは「十二万円」とする。

(長期在職者等の退職年金等の最低保障)

2 昭和五十三年四月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金については改正後の施行法第三十三条又は別表の規定を適用する場合においては、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条中「八十五万二千円」とあるのは「七十七万七千円(扶養遺族が一人である場合は、七十八万二千円)」と、「八十七万六千円」とあるのは「八十六万六千円」と、「八十八万四千円」とあるのは「八十七万四千円」と、同条中「二、七二二、四〇〇円」とあるのは「二、六六二、四〇〇円」と、「一、七九三、四〇〇円」とあるのは「一、七四三、四〇〇円」と、「一、一六二、四〇〇円」とあるのは「一、一六二、四〇〇円」と、同表の備考二中「十五万円」とあるのは「十二万円」とする。

(長期在職者等の退職年金等の最低保障)

2 昭和五十三年四月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金については改正後の施行法第三十三条又は別表の規定を適用する場合においては、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条中「八十五万二千円」とあるのは「七十七万七千円(扶養遺族が一人である場合は、七十八万二千円)」と、「八十七万六千円」とあるのは「八十六万六千円」と、「八十八万四千円」とあるのは「八十七万四千円」と、同条中「二、七二二、四〇〇円」とあるのは「二、六六二、四〇〇円」と、「一、七九三、四〇〇円」とあるのは「一、七四三、四〇〇円」と、「一、一六二、四〇〇円」とあるのは「一、一六二、四〇〇円」と、同表の備考二中「十五万円」とあるのは「十二万円」とする。

(長期在職者等の退職年金等の最低保障)

2 昭和五十三年四月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金については改正後の施行法第三十三条又は別表の規定を適用する場合においては、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条中「八十五万二千円」とあるのは「七十七万七千円(扶養遺族が一人である場合は、七十八万二千円)」と、「八十七万六千円」とあるのは「八十六万六千円」と、「八十八万四千円」とあるのは「八十七万四千円」と、同条中「二、七二二、四〇〇円」とあるのは「二、六六二、四〇〇円」と、「一、七九三、四〇〇円」とあるのは「一、七四三、四〇〇円」と、「一、一六二、四〇〇円」とあるのは「一、一六二、四〇〇円」と、同表の備考二中「十五万円」とあるのは「十二万円」とする。

(長期在職者等の退職年金等の最低保障)

2 昭和五十三年四月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金については改正後の施行法第三十三条又は別表の規定を適用する場合においては、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条中「八十五万二千円」とあるのは「七十七万七千円(扶養遺族が一人である場合は、七十八万二千円)」と、「八十七万六千円」とあるのは「八十六万六千円」と、「八十八万四千円」とあるのは「八十七万四千円」と、同条中「二、七二二、四〇〇円」とあるのは「二、六六二、四〇〇円」と、「一、七九三、四〇〇円」とあるのは「一、七四三、四〇〇円」と、「一、一六二、四〇〇円」とあるのは「一、一六二、四〇〇円」と、同表の備考二中「十五万円」とあるのは「十二万円」とする。

(長期在職者等の退職年金等の最低保障)

2 昭和五十三年四月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金については改正後の施行法第三十三条又は別表の規定を適用する場合においては、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条中「八十五万二千円」とあるのは「七十七万七千円(扶養遺族が一人である場合は、七十八万二千円)」と、「八十七万六千円」とあるのは「八十六万六千円」と、「八十八万四千円」とあるのは「八十七万四千円」と、同条中「二、七二二、四〇〇円」とあるのは「二、六六二、四〇〇円」と、「一、七九三、四〇〇円」とあるのは「一、七四三、四〇〇円」と、「一、一六二、四〇〇円」とあるのは「一、一六二、四〇〇円」と、同表の備考二中「十五万円」とあるのは「十二万円」とする。

(長期在職者等の退職年金等の最低保障)

2 昭和五十三年四月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金については改正後の施行法第三十三条又は別表の規定を適用する場合においては、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条中「八十五万二千円」とあるのは「七十七万七千円(扶養遺族が一人である場合は、七十八万二千円)」と、「八十七万六千円」とあるのは「八十六万六千円」と、「八十八万四千円」とあるのは「八十七万四千円」と、同条中「二、七二二、四〇〇円」とあるのは「二、六六二、四〇〇円」と、「一、七九三、四〇〇円」とあるのは「一、七四三、四〇〇円」と、「一、一六二、四〇〇円」とあるのは「一、一六二、四〇〇円」と、同表の備考二中「十五万円」とあるのは「十二万円」とする。

(長期在職者等の退職年金等の最低保障)

2 昭和五十三年四月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金については改正後の施行法第三十三条又は別表の規定を適用する場合においては、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条中「八十五万二千円」とあるのは「七十七万七千円(扶養遺族が一人である場合は、七十八万二千円)」と、「八十七万六千円」とあるのは「八十六万六千円」と、「八十八万四千円」とあるのは「八十七万四千円」と、同条中「二、七二二、四〇〇円」とあるのは「二、六六二、四〇〇円」と、「一、七九三、四〇〇円」とあるのは「一、七四三、四〇〇円」と、「一、一六二、四〇〇円」とあるのは「一、一六二、四〇〇円」と、同表の備考二中「十五万円」とあるのは「十二万円」とする。

(長期在職者等の退職年金等の最低保障)

2 昭和五十三年四月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金については改正後の施行法第三十三条又は別表の規定を適用する場合においては、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条中「八十五万二千円」とあるのは「七十七万七千円(扶養遺族が一人である場合は、七十八万二千円)」と、「八十七万六千円」とあるのは「八十六万六千円」と、「八十八万四千円」とあるのは「八十七万四千円」と、同条中「二、七二二、四〇〇円」とあるのは「二、六六二、四〇〇円」と、「一、七九三、四〇〇円」とあるのは「一、七四三、四〇〇円」と、「一、一六二、四〇〇円」とあるのは「一、一六二、四〇〇円」と、同表の備考二中「十五万円」とあるのは「十二万円」とする。

第六條 組合員又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「施行法」という。）

第二條 第一項第七号に規定する更新組合員（施行法第四十一条第一項各号に掲げる者及び施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む。）が施行法（以下「法」という。）の規定により退職年金、廃疾年金又は遺族年金（施行法の規定によりこれらの年金とみなされるもの）について、その額（遺族年金については、その額につき法第八十八条の五（施行法において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

昭和五十三年四月一日
施行日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る国家公務員共済組合法（以下「法」という。）の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金（施行法の規定によりこれらの年金とみなされるもの）について、その額（遺族年金については、その額につき法第八十八条の五（施行法において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 法の規定による退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち「実在職の期間」という）が当該退職年金を受ける最短年金年限（以下「退職年金の最短年金年限」という。）に達しているものに係る年金 六十二万二千元
ロ 六十五歳以上の者で「実在職の期間」が九年以上のものである年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で「実在職の期間」が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円
ハ 六十五歳以上の者で「実在職の期間」が九年未満のものに係る年金 三十一万二千元
二 法の規定による廃疾年金 次のイからハま

で掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち「実在職の期間」という）が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 六十二万二千元
ロ 六十五歳以上の者で「実在職の期間」が九年以上のものである年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で「実在職の期間」が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十六万六千五百円
ハ 六十五歳以上の者で「実在職の期間」が九年未満のものに係る年金 三十一万二千元
ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻

又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で「実在職の期間」が九年以上のもの（二に掲げる年金を除く。）並びに六十歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で「実在職の期間」が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十三万三千三百円
ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十五万五千五百円

三、法の規定による遺族年金（法第九十二条の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。第三項、第六項及び第八項において同じ。）次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち「実在職の期間」という）が退職年金の最短年金年限に達しているもの 三十三万七千九百円
ロ 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で「実在職の期間」が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）二十五万三千四百円
ハ 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で「実在職の期間」が九年未満のもの 十六万九千円
ニ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で「実在職の期間」が退職年金の最短年金年限に達しているもの 三十一万二千元
ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻

又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で「実在職の期間」が九年以上のもの（二に掲げる年金を除く。）並びに六十歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で「実在職の期間」が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十三万三千三百円
ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十五万五千五百円

二 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合においては、同項の規定により算定した額に、当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四十八号）による扶助料、法による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する額は、この限りでない。
一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円
二 遺族である子が二人以上いる場合 六万六千円
三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）二万四千円

三 法の規定による遺族年金で「施行日以後に給付事由が生じたもの」については、給付事由が生じた日の属する月の翌月分以後、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。
一 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち「実在職の期間」という）が退職年金の最短年金年限に達しているもの 三十六万
二 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で「実在職の期間」が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。）二十七万
三 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で「実在職の期間」が九年未満のもの 十八万
四 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合には、次の各号のいずれに該当するかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第二項ただし書の規定を準用する。
一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円

昭和五十三年四月一日
施行日以後に給付事由が生じたものを受けける者が六十五歳に達した場合において、これらの年金の額が第一項第一号又は第二号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を同項第一号又は第二号に掲げる額に改定する。

昭和五十三年四月一日
施行日以後に給付事由が生じたものを受けける者が六十五歳に達した場合において、これらの年金の額が第一項第一号又は第二号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を同項第一号又は第二号に掲げる額に改定する。

昭和五十三年四月一日
施行日以後に給付事由が生じたものを受けける者が六十五歳に達した場合において、これらの年金の額が第一項第一号又は第二号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を同項第一号又は第二号に掲げる額に改定する。

二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 三万六千円

8 法の規定による遺族年金で昭和五十三年四月一日施行日以後に給付

事由が生じたものを受けける者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したとき（遺族である子を有する妻が六十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第六項の規定に準じてその額を改定する。

9 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受けける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したときは、その者を第七項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

10 第一項、第三項、第六項又は第八項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受けける者又は第三項、第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける年金を受けける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

（小字及び――は衆議院修正の部分）

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

附 則

（施行期日。）

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

第二条及び次条の規定は、昭和五十三年

同年六月一日から施行する。

2 附則第三條の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

昭和五十三年五月二十日印刷

昭和五十三年五月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局